

## 八街市介護保険地域密着型サービス運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 市は、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第6項、第78条の4第5項、第115条の11第4項及び第115条の13第5項の規定により、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の運営に本市介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させることを目的として、八街市介護保険地域密着型サービス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 運営協議会は、本市における地域密着型サービス等の適正な運営を確保するため必要であると認められる事項について協議する。

2 運営協議会は、次の各号に掲げる場合において、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定基準を定めるとき。
- (2) 申請により事業者の指定を行うとき。
- (3) 地域密着型サービス等に係る介護報酬を設定するとき。

### (組織)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる者のうちから選任された委員をもって組織する。

- (1) 介護保険第1号被保険者及び第2号被保険者
- (2) 介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者
- (3) 地域における保険、医療及び福祉の関係者
- (4) 学識経験を有する者

2 委員は、市長が選任する。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、運営協議会を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会長は、運営協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、会議に関係者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、生活圏域ごとに分科会を置くことができる。

(事務局)

第6条 運営協議会の事務局は、市民部高齢者福祉課に置く。

一部改正〔平成25年告示39号〕

条履歴

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日告示第39号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。